

障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みについて

1 趣旨

グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。

第4期障がい福祉計画では平成29年度までの見込み数を達成できなかったものの、障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、利用者数が着実に伸びていることから、第5期障がい福祉計画においては更なる利用者数の増を見込んでいます。

平成30年度からは、新規設置の一層の促進を図るため整備補助の拡充（対象法人や対象住居の範囲拡大等）を行うなど、見込み数の達成に取り組んでいます。

しかしながら、設置を希望する事業者からは、不動産所有者や周辺住民の方々の理解不足から、住宅の確保に苦慮しており、断念する場合もあるといった相談を聞いています。

以前と比べ、大阪市内ではグループホームの設置が進んできていますが、グループホームに対する理解はまだまだ十分であるとは言えず、より一層の啓発活動が必要と考えています。

そこで、障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みの一環として、グループホームについての市民の理解促進を目的に啓発活動を実施します。

(参考)

第4期障がい福祉計画における共同生活援助の見込数（平成29年度末）	2,309名	
〃	実績数（平成29年度末）	2,281名
第5期障がい福祉計画における共同生活援助の見込数（平成32年度末）	3,183名	

2 方法

大阪市のホームページにおいて、市民向けの障がい者グループホームに関する制度紹介のページを掲載

※ 当該ページには、グループホームの新規開設に関心がある事業者向けの整備補助の手続に関する説明も掲載予定

3 時期

平成30年10月（予定）

障がい者グループホーム市民啓発ページ（構成案）

○本ページの趣旨説明

○障がい者グループホームとは何ですか

○障がい者グループホームでは、どのような生活が営まれていますか

○障がい者グループホームには、どのような人が暮らしているのですか

○入居者、家族、職員、地域の声

- ・入居者本人、その父母、世話人、家主、近隣住民等のコメント

●障がい者グループホーム事業への事業参入を検討している法人等への情報提供

- ・事業者の指定手続について
- ・設置にあたっての助成（大阪市の整備補助制度）について